

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部法制課】 4
- 北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 5
- 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 6
- 北九州市興行場法及び北九州市興行場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 7
- 北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 8

### ◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会中央図書館奉仕課】 9

### ◇ 訓 令

- 北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】 12

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法に規定する営業者等の地位を承継した者の業務の状況に係る調査の権限を保健所長に委任することにしました。

この規則は、令和5年12月13日から施行することにしました。

### ◇北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則

旅館業法施行規則等の一部改正に伴い、次に掲げる規則について、事業譲渡による営業者の地位の承継の申請又は届出に係る規定を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

- (1) 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則
- (2) 北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則
- (3) 北九州市食品衛生に関する規則

この規則は、令和5年12月13日から施行することにしました。

### ◇北九州市興行場法及び北九州市興行場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

興行場法の一部改正に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継の届出に係る規定を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和5年12月13日から施行することにしました。

**◇北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正等に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継の届出に関する規定を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和5年12月13日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 8 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号。以下「旅館業法等一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定による調査に関する事。

第 1 3 項に次の 1 号を加える。

- (6) 旅館業法等一部改正法附則第 5 条第 2 項の規定による調査に関する事。

第 1 6 項に次の 1 号を加える。

- (3) 旅館業法等一部改正法附則第 6 条第 2 項の規定による調査に関する事。

第 1 7 項に次の 1 号を加える。

- (4) 旅館業法等一部改正法附則第 7 条第 2 項の規定による調査に関する事。

第 1 9 項に次の 1 号を加える。

- (7) 旅館業法等一部改正法附則第 8 条第 2 項の規定による調査に関する事。

第 2 0 項に次の 1 号を加える。

- (6) 旅館業法等一部改正法附則第 9 条第 2 項の規定による調査に関する事。

第 2 4 項に次の 1 号を加える。

- (6) 旅館業法等一部改正法附則第 4 条第 2 項の規定による調査に関する事。

付 則

この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月12日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第39号

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和5年北九州市条例第32号）の施行期日は、令和5年12月13日とする。

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第40号

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則(昭和40年北九州市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「省令」の次に「第1条の3第1項、」を加え、同条第2項中「省令」の次に「第1条の3第2項、」を加え、同条第3項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同条第5項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

(北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則(昭和40年北九州市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「省令」の次に「第1条の2第1項、」を加える。

(北九州市食品衛生に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市食品衛生に関する規則(平成12年北九州市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第68条」を「第67条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

北九州市興行場法及び北九州市興行場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

北九州市長 武内和久

#### 北九州市規則第41号

北九州市興行場法及び北九州市興行場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市興行場法及び北九州市興行場法施行条例の施行に関する規則（昭和59年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を加え、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第6条 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、次に掲げる事項を記載した承継届書を保健所長に提出することによってしなければならない。

（1）届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2）興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（3）譲渡の年月日

（4）興行場の名称及び所在地

2 前項の承継届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

（2）届出者が法人の場合にあっては、届出者の登記事項証明書

付 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第42号

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北九州市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 譲渡による承継にあつては、当該食鳥処理の事業を譲渡されたことを証する書類

付 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。



## 北九州市公告第 8 1 6 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立中央図書館窓口業務等委託
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 北九州市立中央図書館、北九州市立子ども図書館及び北九州市立視聴覚センター
- (5) 入札方法
  - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
  - ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 令和 3 年度以降の同一年度内に、公立図書館について、運営に係る業務委託を受託した又は指定管理者として管理した実績の数（運営又は管理した当該図書館の数をいう。）が 2 以上あること。

なお、共同企業体の構成員として公立図書館の運営又は管理を行った実績がある場合においても、上記実績に含めることができる。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内4番1号

北九州市教育委員会中央図書館奉仕課

イ 期間 この公告の日から令和6年1月10日まで（月曜日（令和6年1月8日を除く。）、令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日及び同月9日を除く。）の毎日午前10時から午後5時まで

#### (2) 入札関係書類（仕様書等）の交付方法 前号アの場所においてこの公告の日から無償で交付する。

なお、交付を希望する者は、前号イの期間に北九州市教育委員会中央図書館奉仕課に連絡すること。

#### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内4番1号

北九州市立中央図書館2階第1特別研究室

イ 日時 令和6年1月16日 午後2時

#### (4) 入札参加申出書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申出書（任意様式）を提出すること。

ア 場所 第1号アの場所

イ 期限 令和6年1月10日午後5時までに必着のこと。

#### (5) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し、確認を受けなければならない。

ア 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写し

イ 場所 第1号アの場所

ウ 期限 令和6年1月10日午後5時までに必着のこと。

エ 競争入札参加資格の確認の結果は、令和6年1月12日までに通知する。

#### (6) 仕様書に関する質問

仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所

- イ 期限 令和6年1月18日午後5時までに必着のこと。
- ウ 質問書に対する回答は、入札参加申出書を提出した者に、令和6年1月23日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 場所 北九州市小倉北区城内4番1号  
北九州市立中央図書館2階第1特別研究室
- イ 日時 令和6年1月26日午前10時

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会中央図書館奉仕課  
〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番1号  
電話 093-571-1481  
ファックス 093-571-1484

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月12日

北九州市長 武内和久

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の11の表の所長の項第6号中「及び第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項及び第3条の4第1項」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年12月13日から施行する。